平成２８年（フ）第２４２号
千葉県富里市日吉台４丁目３番地１　Ｂ棟408号
破産者　佐藤　周二
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２６１号
千葉県四街道市大日252番地35
破産者　笠原　洋一
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２６８号
千葉県八街市朝日182番地６
破産者　株式会社佐野商事
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２６９号
千葉県八街市八街ほ17番地49
破産者　佐野　勇
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１０２６号
東京都あきる野市伊奈961番地１サウスプリムラ201号
破産者　植田　真教
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１２８号
東京都八王子市北野町590番地９
破産者　プロスアークコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１２９号
東京都八王子市小宮町1258番地グリーンハイツヴィラＢ201号
破産者　上門　浩
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０７４号
京都市伏見区深草藤森玄蕃町578番地
破産者　株式会社ヴァリス
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
岡山市北区清輝橋３丁目２番12号ファイナルクリエイトビル
破産者　株式会社ファイナルクリエイト
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６号
岡山県倉敷市水江1412－９、開始決定時の住所岡山市北区奥田１丁目５番30号　アバンテ岡山壱番館201号
破産者　岡　建二
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１６号
岡山市中区新京橋３丁目３番19号
破産者　西　克典
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０号
千葉県木更津市下郡1777番地20
破産者　浅野　修
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４８号
千葉県木更津市清見台東１丁目20番14号パッシィオーネＯ棟102
破産者　青木慎一郎
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２３号
島根県益田市あけぼの西町15番地６
破産者　有限会社デリカ丸久
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第１１５号
埼玉県川越市大字古谷本郷1523番地１
破産者　株式会社インターウッドサービス
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１６号
埼玉県入間市大字上藤沢406番地　９－302
破産者　塚原　厚子
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３４０６号
東京都千代田区九段南４丁目７番22号
破産者　株式会社レナシス
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１９２号
東京都八王子市長房町341番地長房東アパート東２－203
破産者　浅見　裕之
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１９３号
東京都八王子市長房町341番地長房東アパート東２－203
破産者　浅見　妥美
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８８号
相模原市緑区橋本４丁目21番16号　エクレール智202
破産者　前田　敏光
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７４号
長野県佐久市春日4534番地の１
破産者　有限会社加藤設備
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部